

(参考)

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定  
附属書一、附属書六及び附属書七のフィリピンの表（抄訳）

## 附属書一のフィリピンの表

この表は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書一のフィリピンの表に掲げられた約六千品目のうち、日本国からフィリピンに対する輸出額の高いもの（統一システムの四けた番号の水準）を列挙し、全体として、輸出総額の大部分を占める品目を掲げる。また、この協定においてフィリピン側が日本国に対して特に譲許することとなつた品目を掲げる。

## フィリピンの表についての注釈

次の規定に定める条件は、日本国の原産品であつて、フィリピンの表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

2 関税割当て及びその他の関税上の特恵待遇は、次の規定に従つて行う。

(a) 一年目から三年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 一年目については、十七万五千メートル・トン
- (ii) 二年目については、十八万七千五百メートル・トン
- (iii) 三年目については、二十万メートル・トン

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、輸入締約国は、輸出締約国と緊密に協力して関税割当制度を運用し、合計

割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、関税割当ての運用に関して生ずるいかなる事項につ

いてもこれらを解決するためできる限り速やかに協議する。

- (e) 両締約国は、三年目において、及びその後は三年ごとに、第十八条2の規定に従つて、交渉が行われる年以降の合計割当数量が減少されないために次の年以降の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、交渉が行われる年の合計割当数量を適用する。

(f) 枠外税率は、輸入時の実行最惠国税率、又は七パーセントのいずれか低い方とする。

(g) 両締約国は、三年目において、及びその後は三年ごとに、第十八条2の規定に従つて、交渉が行われる年以降の枠外税率が引き上げられないために次の年以降の枠外税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、(f)に規定する税率が適用される。

3(a) フィリピンは、表の4欄に掲げた関税に加えて、3の規定が適用される原産品の中で中古車について、二千五年四月四日付けのフィリピンの大統領令四百十八号附属書A（以下「大統領令四百十八号」という。）に掲げた輸入税を適用することができます。

(b) (a)の規定の適用上、フィリピンは、大統領令四百十八号のいかなる改正にあたつても通常の国内手続

に従うものとし、公示の六十日前に大統領令四百十八号の改正について日本国に通報する。

- (c) 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、中古車に関する市場アクセスの条件その他の事項について交渉する。

4(a)(i) 二千三年十二月三十日付けのフィリピンの大統領令二百六十二号附属書A（以下「大統領令二百六十二号」という。）における輸入税の適用のために掲げてない原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

- (ii) 大統領令二百六十二号における輸入税の適用のために掲げた原産品の関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (aa) この協定の効力発生の日から大統領令二百六十二号に従つて輸入時の実行最恵国税率  
(bb) 二千十年一月一日から無税

この項の規定にかかわらず、両締約国は、輸入締約国の要請に基づき、当該原産品の関税撤廃の延期について交渉し、その撤廃の日程について合意する。交渉は、二千九年に要請され、開始されるものとする。交渉の結果、合意が得られるまでの間、関税率は(aa)項に掲げた税率となる。いかなる場合にも、当該

撤廃の日は二千十三年一月一日以前でなければならない。

- (b) (a)の規定の適用上、輸入締約国が大統領令二百六十二号を改正する場合は、改正は適正な国内手続に従つて行われ、輸入締約国は、改正の前に十分な余裕をもつて輸出締約国に通報し、改正のための公聴会が行われる場合には、当該公聴会の公示の前に十分な余裕をもつて、輸出締約国に通報する。

6 関税率については、次の規定に従つて削減する。

- (i) この協定の効力発生の日から二十九・〇パーセント
- (ii) 二千七年一月一日から二十六・〇パーセント
- (iii) 二千八年一月一日から二十三・〇パーセント
- (iv) 二千九年一月一日から二十・〇パーセント

両締約国は、当該原産品の更なる関税削減又は撤廃について交渉し、当該削減又は撤廃の日程について合意する。交渉は、二千九年に開始されるものとする。交渉の結果、合意が得られるまでの間、関税率は(iv)に掲げた税率となる。

7 (a) 関税については、次の規定に従つて撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日から三十・〇パーセント

(ii) 二千十年一月一日から無税

この項の規定にかかわらず、両締約国は、輸入締約国の要請に基づき、当該原産品の関税撤廃の延期について交渉し、その撤廃の日程について合意する。交渉は、二千九年に要請され、開始されるものとする。交渉の結果、合意が得られるまでの間、関税率は(i)に掲げた税率となる。いかなる場合にも、その撤廃の日は二千十三年一月一日以前でなければならない。

(b) (a)の要請は、二千五年十二月三十一日からその要請が行われるまでの期間内にシリンドラー容積が三、〇〇〇立方センチメートル以上の乗用車の部門においてフィリピンでの新たな商業活動のための投資が次のいずれかの形態で実際に行われることを条件として行われる。

(i) 生産の拡大

(ii) 新たなモデルの導入

(iii) 新たな生産工程の導入

輸入締約国は、当該要請前又は要請時にその条件が満たされていることを示す情報を輸出締約国に提供

する。

注釈1 「商業活動」とは、大統領令二百二十六号の実施規則第一部第一規則第一節（千九百九十五年三月十三日付けのフィリピン千九百八十七年包括的投資規約）において与えられている意味を有する。

注釈2 「拡大」とは、フィリピン二千四年投資優先計画の第二部第八節の2の規定において与えられている意味を有する。

注釈3 「新たなモデル」とは、車体シャシ及びホイールベースの形状について現在のモデルからの変更に加えて、少なくとも次の仕様のうちの一つの変更を意味する。

- (a) エンジンのシリンドラー容積
- (b) エンジンの種類（ディーゼル又はガソリン）
- (c) 動力伝達系路の仕様（例えば、二輪駆動又は四輪駆動、オートマチック又はマニュアル・トランスミッション）

注釈4 「新たな生産工程」とは、現在の構内又は敷地内の外側或いは隣接する敷地に設置され得

る完全に新たな生産工程の設置を意味する。

8 関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から二十九・〇パーセント
- (ii) 二千七年一月一日から二十六・〇パーセント
- (iii) 二千八年一月一日から二十三・〇パーセント
- (iv) 二千九年一月一日から二十・〇パーセント
- (v) 二千十年一月一日から無税

この規定にかかわらず、両締約国は、輸入締約国の要請に基づき、当該原産品の関税撤廃の延期について交渉し、当該撤廃の日程について合意する。交渉は、二千九年に要請され、開始されるものとする。交渉の結果、合意が得られるまでの間、関税率は(iv)に掲げた税率となる。いかなる場合にも、当該撤廃の日は二千十三年一月一日の前でなければならない。

9 関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から十九・〇パーセント

- (ii) 二千七年一月一日から十八・〇パーセント
- (iii) 二千八年一月一日から十七・〇パーセント
- (iv) 二千九年一月一日から十五・〇パーセント
- (v) 二千十年一月一日から無税

この規定にかかわらず、両締約国は、輸入締約国の要請に基づき、当該原産品の関税撤廃の延期について交渉し、当該撤廃の日程について合意する。交渉は、二千九年に要請され、開始されるものとする。交渉の結果、合意が得られるまでの間、関税率は(iv)に掲げた税率となる。いかなる場合にも、当該撤廃の日は二千十三年一月一日の前でなければならない。

関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から十四・〇パーセント
- (ii) 二千七年一月一日から十三・〇パーセント
- (iii) 二千八年一月一日から十二・〇パーセント
- (iv) 二千九年一月一日から十・〇パーセント

## (v) 二千十年一月一日から無税

この規定にかかわらず、両締約国は、輸入締約国の要請に基づき、当該原産品の関税撤廃の延期について交渉し、その撤廃の日程について合意する。交渉は、二千九年に要請され、開始されるものとする。交渉の結果、合意が得られるまでの間、関税率は(iv)に掲げた税率となる。いかなる場合にも、当該撤廃の日は二千十三年一月一日の前でなければならない。

フィリピンの表

1 関税率表番号	2 品名	3 基準税率	4 区分	5 注釈
第二類				
○二・〇七	肉及び食用のくず肉 肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は 冷凍したものに限る。）			
○二〇七・一一〇	鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
○二〇七・一一〇	分割してないもの（冷凍のものに限る）			
○二〇七・一二〇	その他のもの 分割してないもの（冷凍のものに限る）			
○二〇七・一二一〇	関税割当のもの その他のもの			
○二〇七・一三〇	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
○二〇七・一三一〇	関税割当のもの その他のもの			
○二〇七・一三一〇				

分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

肝臟

## 関税割当のもの

その他のもの

他のもの

關稅割合のもの

その他のもの

七面鳥のもの

開税割当のもの  
分割してないもの  
(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)

一九三〇

分割してないもの  
(冷凍したものに限る。)

## 関税割当のもの

その他のもの

分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

## 関税割当のもの

その他のもの

分害したもの及びぐすのもの（冷凍したものには限る）

肝臟

関税割当のもの

関税割当のもの

○一〇七・二七一二	その他のもの
○一〇七・二七九〇	その他のもの
○一〇七・二七九一	関税割当のもの
○一〇七・二七九二	その他のもの
○一〇七・三三一〇	あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの
○一〇七・三三一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○一〇七・三三一二	あひるのもの
○一〇七・三三二〇	関税割当のもの
○一〇七・三三二二	その他のもの
○一〇七・三三二三	がちよう又はほろほろ鳥のもの
○一〇七・三三二四	関税割当のもの
○一〇七・三三二五	その他のもの
○一〇七・三三二六	分割しないもの（冷凍したものに限る。）
○一〇七・三三二七	関税割当のもの
○一〇七・三三二八	その他のもの
○一〇七・三四一〇	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○一〇七・三四一〇	関税割当のもの
○一〇七・三四一〇	その他のもの
○一〇七・三四一〇	その他のもの
○一〇七・三四一〇	他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○一〇七・三五一〇	関税割当のもの

○一〇七・二七一二 その他のもの  
 ○一〇七・二七九〇 その他のもの  
 ○一〇七・二七九一 関税割当のもの  
 ○一〇七・二七九二 その他のもの  
 ○一〇七・三三一〇 あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの  
 ○一〇七・三三一一 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  
 ○一〇七・三三一二 あひるのもの  
 ○一〇七・三三二〇 関税割当のもの  
 ○一〇七・三三二二 その他のもの  
 ○一〇七・三三二三 がちよう又はほろほろ鳥のもの  
 ○一〇七・三三二四 関税割当のもの  
 ○一〇七・三三二五 その他のもの  
 ○一〇七・三三二六 分割しないもの（冷凍したものに限る。）  
 ○一〇七・三三二七 関税割当のもの  
 ○一〇七・三三二八 その他のもの  
 ○一〇七・三四一〇 脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  
 ○一〇七・三四一〇 関税割当のもの  
 ○一〇七・三四一〇 その他のもの  
 ○一〇七・三四一〇 その他のもの  
 ○一〇七・三四一〇 他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  
 ○一〇七・三五一〇 関税割当のもの

四〇%	四〇%	四〇%	四〇%	四〇%	四〇%	三〇%	四〇%	四〇%	A	A	A
B 10											

○一〇七・三五二〇	その他のもの
○一〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）
○一〇七・三六一〇	脂肪質の肝臓
○一〇七・三六一一	関税割当のもの
○一〇七・三六一二	その他のもの
○一〇七・三六九〇	その他のもの
○一〇七・三六九一	関税割当のもの
○一〇七・三六九二	その他のもの

第三類 ○三・〇三	魚並びに甲殻類、軟體動物及びその他の水棲無脊椎動物 (冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイレその他の魚肉を除く。)
○三・〇三・一〇〇	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オングコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス（肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三・〇三・一九〇〇	ベニサケ（オンコルヒュンクス・ネルカ）
○三・〇三・一一〇〇	その他もの
○三・〇三・一一〇〇	その他さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）
ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・ク	

七 %	七 %	四〇 %
B 10	B 10	A A A A B 10

ラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オ  
ンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)

大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

〇〇|〇三・二二〇〇  
〇〇|〇三・二九〇〇

その他のもの

ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコ  
タルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）

ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグ  
ロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）

ブレイス（ブレウロネクテス・プラテスサ）

ソール（ソレア属のもの）

その他のもの

まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミ  
ス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）

びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）

きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）

かつお

めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）

みなみまぐろ（トウヌス・マツヨイイ）

その他のもの

〇〇|〇三・四一〇〇  
〇〇|〇三・四二〇〇  
〇〇|〇三・四三〇〇  
〇〇|〇三・四四〇〇  
〇〇|〇三・四五〇〇  
〇〇|〇三・四六〇〇  
〇〇|〇三・四九〇〇

七%						七%			
五%	五%	五%	五%	五%	五%	B	A	A	A
10	10	10	10	10	10	B	A	A	A

第八類	OII OIII・五〇〇〇〇	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）
	OII OIII・六〇〇〇〇	コツド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）
	OII OIII・七一〇〇〇	その他魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）
	OII OIII・七二一〇〇	いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディニエルラ属のもの）
	OII OIII・七三〇〇〇	ハドック（メラノグラムス・アイグレフイヌス）
	OII OIII・七四〇〇〇	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）
	OII OIII・七五〇〇〇	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）
	OII OIII・七六〇〇〇	さめ
	OII OIII・七七〇〇〇	うなぎ（アングイルラ属のもの）
	OII OIII・七八〇〇〇	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・ブンクタトウス）
	OII OIII・七九〇〇〇	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）
	OII OIII・八〇〇〇〇	その他もの 肝臓、卵及びしらこ

食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

	七 %				七 %				五 %					
	A	B	B	B	B	B	B	B	A	A	B	10	A	A
	10	10	10	10	10	10	10	10						

		○八・○六 ○八〇六・一〇〇〇 ○八〇六・二〇〇〇 ○八・○八 ○八〇八・一〇〇〇 ○八〇八・二〇〇〇 ○八・一〇 ○八一〇・一〇〇〇 ○八一〇・二〇〇〇 ○八一〇・三〇〇〇 ○八一〇・四〇〇〇 ○八一〇・五〇〇〇 ○八一〇・六〇〇〇 ○八一〇・九〇〇〇	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） 生鮮のもの 乾燥したもの りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。） りんご なし及びマルメロ ストロベリー ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグースベリー クランベリー、ビルベリーその他のバキウム属の果実 キウイフルーツ ドリアン その他もの
	第二二類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 <small>は播種用の種、果実及び胞子</small>	
		A B B B B B 10 10 10 10 10 10	一〇% 七% 七% 七% 七% 一〇% A A B A 10 10
一七	A		三%

		一一〇九・二二〇〇	ルーサン (アルファアルファ) の種
		一一〇九・二三〇〇	クローバー (トリフオリウム属のもの) の種
		一一〇九・二三〇〇	フェスクの種
		一一〇九・二四〇〇	ケンタッキーブルーグラス (ボア・プラテンスイス) の種
		一一〇九・二五〇〇	ライグラス (ロリウム・マルティフロルム及びロリウム・ペレネ) の種
		一一〇九・二六〇〇	チモシーの種
		一一〇九・二九〇〇	その他のもの
		一一〇九・三〇〇〇	園芸用草花の種
		一一〇九・九一〇〇	その他のもの
		一一〇九・九九〇〇	野菜の種
			その他もの
	第二類 一一・〇三	各種の調製食料品	
		マスター ード 醤油 しょ	
		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製した	
		トマトケチャップその他のトマトソース	
		マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
		その他のもの	
七 %		一〇 %	一〇 %
B 10	A 10	B 10	B 10
		A A	A A A A A A A A

第二九類

二九・〇三

有機化学品

炭化水素のハロゲン化誘導体

非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）

二九〇三・一〇〇

二九〇三・一一〇〇

クロロメタン（塩化メチル）及びクロロエタン（塩化エチル）

ジクロロメタン（塩化メチレン）

二九〇三・一三〇〇

クロロホルム（トリクロロメタン）

二九〇三・一四〇〇

四塩化炭素

二九〇三・一五〇〇

一・二-ジクロロエタン（二塩化エチレン）

二九〇三・一九〇〇

その他のもの

非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）

塩化ビニル（クロロエチレン）

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレン（ペルクロロエチレン）

その他のもの

非環式炭化水素のふつ素化誘導体（不飽和のものに限る。）、臭素化誘導体及びよ

う素化誘導体

非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）

トリクロロフルオロメタン

ジクロロジフルオロメタン

二九〇三・四一〇〇

二九〇三・四二〇〇

A A

A A A A

A A A A A A

		二九〇三・四三〇〇	トリクロロトリフルオロエタン
		二九〇三・四四〇〇	ジクロロテトラフルオロエタン及びクロロペンタフルオロエタン
		二九〇三・四五〇〇	その他のペルハロゲン化誘導体（ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）
		二九〇三・四六〇〇	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン及びジブロモテトラフルオロエタン
		二九〇三・四七〇〇	その他のペルハロゲン化誘導体
		二九〇三・四九〇〇	その他のもの
		二九〇三・五一〇〇	飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体
		二九〇三・五九〇〇	一・二・三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン その他もの
		二九〇三・六一〇〇	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体
		二九〇三・六二〇〇	クロロベンゼン、オルト・ジクロロベンゼン及びパラ・ジクロロベンゼン ヘキサクロロベンゼン及びDDT（一・一・一トリクロロ一・二・二ビス（六
		二九〇三・六九〇〇	ラーケクロルフェニル）エタン） その他もの
第三九類		三九・〇七	プラスチック及びその製品 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキ
			A A A A A A A A A A
			一一〇

ド樹脂、ポリアリルエスチルその他のポリエスチル（一次製品に限る。）

ポリアセタール

その他のポリエーテル

エポキシ樹脂

エポキシをもととする粉末を被覆したもの

その他

ポリカーボネート

アルキド樹脂

ポリ（エチレンテレフタレート）

その他のポリエスチル

不飽和のもの

その他のもの

ポリエスチルをもととする粉末を被覆したもの

その他もの

プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他へん平

な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わ

ない。）

ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの

第八七・〇一項、第八七・〇三項、第八七・〇四項及び第八七・一一項の自

動車及びその部品に使用されるもの

三九〇七・一〇〇〇  
三九〇七・二〇〇〇  
三九〇七・三〇

三九〇七・三〇一〇  
三九〇七・三〇九〇  
三九〇七・四〇〇〇  
三九〇七・五〇〇〇  
三九〇七・六〇〇〇  
三九〇七・九一〇〇  
三九〇七・九九

三九〇七・九九一〇  
三九〇七・九九九〇  
三九・一九

のうち

一五 %	一五 %	五 %	七 %					
B 4	B 10	A A	B 5	A	B 5	A A	A A	A A

三九一九・九〇〇〇 三九一九・九〇〇〇 のうち	その他のもの 第八七・〇二項、第八七・〇三項、第八七・〇四項及び第八七・一一項の自 動車及びその部品に使用されるもの	
第四四類 四四・一五	木材及びその製品並びに木炭 木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブ ルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製の パレット枠	
四四一五・一〇〇〇 四四一五・一〇〇〇	ケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及びケーブルドラム パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード及びパレット枠	
第七二類 七二・〇八	鉄鋼 鉄鋼又は非合金綱のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメー トル以上のものに限るものとし、クラッシュし、めつきし又は被覆したものを除く。） 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの（浮出し模様のあ るものに限る。） その他のもの（熱間圧延及び酸洗いをしたもの（更に加工したものを除く。）で巻 いたものに限る。） 厚さが四・七五ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの	
七二〇八・二五〇〇 七二〇八・二六〇〇		一五 %
S S S	七 % B 10 * B 10 *	B 4 B 10
2 2 2		

七二〇八・二七〇〇	厚さが三ミリメートル未満のもの その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したもの）を除く。）で巻いたものに 限る。）
七二〇八・三六〇〇	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの
七二〇八・三七〇〇	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの
七二〇八・三八〇〇	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの
七二〇八・三九〇〇	厚さが三ミリメートル未満のもの
七二〇八・四〇〇〇	熱間圧延をしたもの（更に加工したもの）を除く。）で巻いていないもの（浮出し模 様のあるものに限る。）
七二〇八・五一〇〇	その他もの（熱間圧延をしたもの（更に加工したもの）を除く。）で巻いていない ものに限る。）
七二〇八・五二〇〇	厚さが一〇ミリメートルを超えるもの
七二〇八・五三〇〇	厚さが四・七五ミリメートル以上一〇ミリメートル以下のもの
七二〇八・五四〇〇	厚さが三ミリメートル以上四・七五ミリメートル未満のもの
七二〇八・九〇〇〇	厚さが三ミリメートル未満のもの
七二一〇九	その他もの
七二一〇九・一五〇〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメー トル以上のものに限るものとし、クラッジドし、めつきし又は被覆したものを除く。） 冷間圧延をしたもの（更に加工したもの）を除く。）で巻いたもの 厚さが三ミリメートル以上のもの

七二〇九・一六〇〇  
七二〇九・一七〇〇  
七二〇九・一八〇〇  
七二〇九・一八〇〇  
のうち

七二〇九・一五〇〇  
七二〇九・一六〇〇  
七二〇九・一七〇〇  
七二〇九・一八〇〇  
七二〇九・一九〇〇  
七二・一〇

厚さが一ミリメートルを超えるミリメートル未満のもの  
厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの  
厚さが〇・五ミリメートル未満のもの  
ブリキ原版

冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いていないもの

厚さが三ミリメートル以上のもの

厚さが一ミリメートルを超えるミリメートル未満のもの

厚さが〇・五ミリメートル以上一ミリメートル以下のもの

厚さが〇・五ミリメートル未満のもの

その他のもの

鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッジドし、めつきし又は被覆したもので、

幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）

すずをめつきしたもの

厚さが〇・五ミリメートル以上のもの

厚さが〇・五ミリメートル未満のもの

鉛をめつきしたもの（ターンプレートを含む。）

亜鉛を電気めつきしたもの

亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）  
波形にしたもの

七%  
B A A S S S S S A S S S

10\*\*

2 2

2 2 2 2 2

2 2 2

七二一〇・四九〇〇	その他もの						
七二一〇・五〇〇〇	クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの アルミニウムをめつきしたもの						
七二一〇・六一〇〇	アルミニウム・亜鉛合金をめつきしたものの						
七二一〇・六九〇〇	その他もの						
七二一〇・七〇〇〇	ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの						
七二一〇・九〇〇〇	その他もの						
第七四類							
七四・〇九	銅及びその製品 銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。） 精銅製のもの 卷いたもの その他もの						
七四〇九・一一〇〇	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの 卷いたもの						
七四〇九・一九〇〇	その他もの						
七四〇九・二一〇〇	その他もの						
七四〇九・二九〇〇	その他もの						
七四〇九・四〇〇〇	銅・すず合金（青銅）のもの 卷いたもの その他もの						
A A A	A A	A A	三% 10**	七% B 5**	七% B 10**	七% A 10**	七% B 10**

						七四〇九・九〇〇〇
第八四類						その他の銅合金のもの
八四・〇七						原子炉、ボイラ及び機械類並びにこれらの部分品
八四〇七・一〇〇〇						ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）
						航空機用エンジン
八四〇七・一一〇〇						船舶推進用エンジン
八四〇七・二九〇〇						船外機
八四〇七・三一九〇						その他のもの
八四〇七・三一九〇						ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）
八四〇七・三一九〇						シリンドー容積が五〇立方センチメートル以下のもの
八四〇七・三一九〇						歩行操縦式トラクター用のもの
八四〇七・三一九〇						その他のもの
八四〇七・三二一〇						シリンドー容積が五〇立方センチメートルを超えて二五〇立方センチメートル以下のもの
八四〇七・三二一〇						歩行操縦式トラクター用のもの
八四〇七・三二九〇						その他のもの
八四〇七・三三一〇						シリンドー容積が二五〇立方センチメートルを超えて一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの
八四〇七・三三九〇						歩行操縦式トラクター用のもの
						その他のもの
A A	A A	A A	A A	A A	A	

八四〇七・三四

八四〇七・三四一〇

八四〇七・三四二〇

八四〇七・三四九〇

八四〇七・九〇

八四〇七・九〇一〇

八四〇七・九〇一〇のうち

八四〇七・九〇九〇

八四・六六

八四〇七・一〇〇〇

八四六六・二〇〇〇

八四六六・三〇〇〇

八四六六・一〇〇〇

八四六六・二〇〇〇

八四六六・九一〇〇

八四六六・九一一〇

八四六六・九二〇〇

シリンドー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの

現地完全組立車のエンジン

シリンドー容積が一、一〇〇立方センチメートル以下の歩行操縦式トラクター

その他のもの

その他のエンジン  
出力が二五馬力以下

第八七・〇二項、第八七・〇三項、第八七・〇四項及び第八七・一一項の自動車及びその部品に使用されるもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー

ツールホルダー及び自動開きダイヘッド

工作物保持具

割出台その他の特殊な附属装置（加工機械用のものに限る。）

その他のもの

第八四・六四項の機械に使用するもの

第八四六四・一〇一〇項、第八四六四・九一〇〇項及び第八四六四・九九一〇項の機械の部分品

第八四・六五項の機械に使用するもの

A A	A A A	B 10	B 4	B 5	B 4	A A
-----	-------	------	-----	-----	-----	-----

八四六六・九三〇〇

八四六六・九三一〇

八四六六・九三九〇

八四六六・九三九〇

八四六六・九三九〇

第八四・五六項から第八四・六一項までの機械に使用するもの  
 第八四五六・一〇一〇項、第八四五六・九一〇〇項及び第八四五六・九九一〇項の機械の部分品  
 その他のもの

第八四・六二項又は第八四・六三項の機械に使用するもの  
 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）

アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械

携帶用のデイジタル式自動データ処理機械（重量が一〇キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）

その他のデイジタル式自動データ処理機械

少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となつてあるかいないかを問わない。）  
 その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）

八四七一・四九〇〇  
 ディジタル式処理装置（第八四七一・四一号及び第八四七一・四九号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置にうち一又は二の装置を同時にハウジングに収納しているかいないかを問わない。）

八四七一・五〇〇〇  
 入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかないかを問わない。）

A	A	A A	A	A	A A A	A
---	---	-----	---	---	-------	---

八四七一・七〇〇〇

記憶装置

八四七一・八〇〇〇

その他の装置（自動データ処理機械のユニットに限る。）

八四七一・九〇〇〇

その他のもの

八四・七三

第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帶用ケースその他これらに類する物品を除く。）

八四七三・一〇〇〇

第八四・六九項の機械の部分品及び附属品

八四七三・二一〇〇

第八四七〇・一〇号、第八四七〇・二一号又は第八四七〇・二九号の電子式計算機のもの

八四七三・二九〇〇

その他のもの

八四七三・三〇〇〇

第八四・七一項の機械の部分品及び附属品

八四七三・四〇〇〇

第八四・七二項の機械の部分品及び附属品

八四七三・五〇〇〇

第八四・六九項から第八四・七二項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品

八四・七九

機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）

土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械

動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調整用の機械

八四七九・一〇〇〇  
八四七九・三〇〇〇

プレス（木材その他の木質材料製のパーテイクルボード又は建築用纖維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械

A A A A A A A A A A A

八四七九・四〇〇〇

八四七九・五〇

八四七九・五〇一〇

八四七九・五〇九〇

八四七九・六〇〇〇  
蒸発式空気冷却装置

その他の機械類

金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）

混合用、捏和用、破碎用、粉碎用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械

その他のもの

八四七九・八九一〇

機器（半導体用の単結晶を拡大し又は引くものに限る。）のうち物理的気相成長装置（スパッタリングによるものに限る。）のうちウエットエッチング装置、現像装置、レジスト剥離装置及び洗浄装置（半導体ウエハー用又はフラットパネルディスプレイの基板用のものに限る。）のうちダイボンディング装置、テーブボンダー及びワイヤボンダー（半導体の組立て用のものに限る。）のうちエピタキシャル気相成長装置（半導体ウエハー用に限る。）のうちベンディングマシン、フォールディングマシン及びストレートニングマシン（半導体のリード用のものに限る。）のうち物理的気相成長装置（半導体製造用のも

綱又はケーブルの製造機械

産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）

自動搬送装置、自動操作装置及び自動保管装置（半導体ウエハー、ウエハーカセット、ウエーボックスその他の半導体デバイス用の物に使用するものに限る。）の部分品

その他のもの

のに限る。) のうちスピニ式レジスト塗布装置のうち自動搬送装置、自動操作装置及び自動保管装置(半導体ウエハー、ウエハーカセット、ウエハーボック) 及び他の半導体デバイス用の物に使用するものに限る。)

その他のもの

部分品

第八四七九・八九一〇号の機械及び機器の部分品

その他のもの

第八五類

八五・〇四

電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品  
トランシスタ、トランジスター、オーディオコンバータ(例えば、整流器) 及びインダクタ

八五〇四・一〇〇〇

放電管用安定器

トランシスタ(絶縁性の液体を使用するものに限る。)

容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの

八五〇四・一一一〇  
八五〇四・一二一〇

ステップ式電圧調整器のうちで計器用変圧器、変流器で容量が五キロボルトアンペア以下のもの

その他のもの

容量が六五〇キロボルトアンペアを超える、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの

八五〇四・一二一〇  
八五〇四・一二一〇

その他のもの

容量が六五〇キロボルトアンペアを超える、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの

一五 %	七 %
B 10	B 10*

A A A A A

八五〇四・二二一〇	
八五〇四・二三九〇	
八五〇四・二三一〇	
八五〇四・二三一〇	
八五〇四・二三九〇	

ステップ式電圧調整器

その他のもの

容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの

一五、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの

その他のもの

その他のトランスフォーマー

容量が一キロボルトアンペア以下のもの

計器用変圧器

計器用変流器

ライバックトランス

中間周波数用トランス

その他のもの

容量が一キロボルトアンペアを超える一六キロボルトアンペア以下のもの

計器用変流器、変圧器で容量が5キロボルトアンペア以下のもの

その他のもの

容量が一六キロボルトアンペアを超える五〇〇キロボルトアンペア以下のもの

容量が五〇〇キロボルトアンペアを超えるもの

一五、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの

その他のもの

スタティックコンバーター

一〇%											
A	B	B	A	B	A	A	B	A	B	10	A
10		10		10						10	

八五〇四・四〇一〇	A D P とそれらの部品、通信機器用のスタティックコンバーター
八五〇四・四〇九〇	その他のもの
八五〇四・五〇一〇	その他のインダクター
八五〇四・五〇一〇	A D P とそれらの部品、通信機器の電源用のその他のインダクター
八五〇四・五〇九〇	その他のもの
八五〇四・九〇	部分品
八五〇四・九〇一〇	放熱版のうち配電用変圧器と電力用変圧器用のフラットチューブ放熱器の部品
八五〇四・九〇九〇	その他のもの
八五・〇六	一次電池
八五〇六・一〇	ニ酸化マンガンを使用したもの
八五〇六・三〇	酸化水銀を使用したもの
八五〇六・四〇	酸化銀を使用したもの
八五〇六・五〇	リチウムを使用したもの
八五〇六・六〇	空気・亜鉛電池
八五〇六・八〇	その他の一次電池
八五〇六・九〇	部分品
八五・一七	有線電話用又は有線電信用の電気機器（コードレス送受話器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。）及びビデオホン 電話機及びビデオホン コードレス送受話器付きの有線電話機

八五一七・一一〇〇	有線電話用又は有線電信用の電気機器（コードレス送受話器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。）及びビデオホン 電話機及びビデオホン コードレス送受話器付きの有線電話機
八五〇六・一〇	ニ酸化マンガンを使用したもの
八五〇六・三〇	酸化水銀を使用したもの
八五〇六・四〇	酸化銀を使用したもの
八五〇六・五〇	リチウムを使用したもの
八五〇六・六〇	空気・亜鉛電池
八五〇六・八〇	その他の一次電池
八五〇六・九〇	部分品
八五・一七	有線電話用又は有線電信用の電気機器（コードレス送受話器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。）及びビデオホン 電話機及びビデオホン コードレス送受話器付きの有線電話機

	五 %					一五 %			七 %		七 %	
A	A	B	10	A	A	A	B	10	A	A	B	5

八五一七・一九〇〇	その他のもの
八五一七・一九一〇	電話機
八五一七・一九九〇	ビデオホン
八五一七・二一〇〇	ファクシミリ及びテレプリンター
八五一七・二三〇〇	ファクシミリ
八五一七・三〇〇〇	テレプリンター
八五一七・五〇〇〇	電話用又は電信用の交換機
八五一七・八〇〇〇	その他のアナログ式又はデジタル式の有線通信機器
八五一七・九〇〇〇	その他の機器
八五・二一	部分品
八五・二二	部分品
八五・二三	部分品
八五二二・一〇〇〇	部品及び附属品（第八五・一九項から第八五・二一項までの機器に専ら又は主として使用するものに限る。）
八五二二・九〇	ピックアップカートリッジ
八五二二・九〇	その他もの
八五二三・九〇一〇	映画用録音機・再生機の部分品及び付属品
八五二三・九〇二〇	オーディオ、ビデオテープデッキ、CDメカニズム
八五二三・九〇三〇	留守番電話装置の印刷回路を含む部分品
八五二三・九〇九〇	その他もの
八五・二九	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらを使用する部分品
八五二九・一〇	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらを使用する部分品

第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品

A A A A A

A A A A A A

A A

八五二九・一〇一〇	
八五二九・一〇二〇	
八五二九・一〇三〇	
八五二九・一〇九〇	
八五二九・九〇一〇	

ナ	テレビ及びラジオ受信機用の伸縮式アンテナ、ラビットアンテナ、双極アンテナ
	直接放送マルチメディアシステムとその部分品用のパラボラアンテナ反射器
	無線電話及び無線電信用装置などに使用されるようなその他のアンテナ
	その他のもの
	その他のもの
	機器の部分品のうちラジオ及びテレビ受信機を除く通信機器のうちデジタル
	スチルビデオカメラのうち呼び出し警報、ページング用携帯受信機のうちペーパー
	ジング警報装置
	その他のもの
	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー
	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が
	〇・五キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。
	その他の固定式コンデンサー
	タンタルコンデンサー
	アルミニウム電解コンデンサー
	セラミックコンデンサー（单層のものに限る。）
	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）
	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー
	その他のもの

八五三一・三〇〇〇

八五三二・九〇〇〇

八五三四・〇〇〇〇

八五三五・〇〇〇〇

可変式又は半固定式のコンデンサー  
部分品

印刷回路

電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、繼電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）

八五三六・一〇

八五三六・一〇一〇

八五三六・一〇二〇

八五三六・一〇九〇

八五三六・二〇

八五三六・二〇一〇

八五三六・二〇九〇

八五三六・三〇〇〇

ヒューズ

温度ヒューズのうちガラスタイルヒューズ

電気アイロンや炊飯器用の温度ヒューズ

その他のもの

自動遮断器

第八五・一六項の家庭用電熱器用

その他

電気回路保護用のその他の機器

繼電器

使用電圧が六〇ボルト以下のもの

その他のもの

その他のスイッチ

ストーブ及びレンジ用突入スイッチのうちマイクロフォンスイッチ、テレビ及

びラジオ受信機用電源スイッチ、電気式扇風機用スイッチ、空調機用ロータ

八五三六・四一〇〇

八五三六・四九〇〇

八五三六・五〇

八五三六・五〇一〇

A A	B 10	B 5	A	B 5	B 5*	A	A A A
-----	------	-----	---	-----	------	---	-------

八五三六・五〇九〇	リード、スライド、シーソー及びマグネットイツクスイッチ、ミニチュアスイッチ その他のもの
八五三六・五〇九〇のうち	第八七・〇二項、第八七・〇三項、第八七・〇四項及び第八七・一一項の自動車及びその部品に使用されるもの
八五三六・六一〇〇	ランプホルダー、プラグ及びソケット
八五三六・六九〇〇	ランプホルダー
八五三六・六九一〇	その他のもの
八五三六・六九二〇	電話用プラグ
八五三六・六九九〇	テレビ又はラジオ受信機用のオーディオ、ビデオ用のソケット及び電子管用のソケット
八五三六・九〇	その他のもの
八五三六・九〇一〇	ワイヤー及びケーブル用の接続子、端子のうちウエハープローパ
八五三六・九〇九〇	その他のもの
八五三六・九〇九〇のうち	第八七・〇二項、第八七・〇三項、第八七・〇四項及び第八七・一一項の自動車及びその部品に使用されるもの
八五・三八	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品 第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備していないものに限る。）
八五三八・一〇〇〇	
八五三八・九〇	

第八七・〇二項、第八七・〇三項、第八七・〇四項及び第八七・一一項の自動車及びその部品に使用されるもの	リード、スライド、シーソー及びマグネットイツクスイッチ、ミニチュアスイッチ その他のもの
ランプホルダー、プラグ及びソケット	第八七・〇二項、第八七・〇三項、第八七・〇四項及び第八七・一一項の自動車及びその部品に使用されるもの
ランプホルダー	ランプホルダー、プラグ及びソケット
その他のもの	ランプホルダー
電話用プラグ	その他のもの
テレビ又はラジオ受信機用のオーディオ、ビデオ用のソケット及び電子管用のソケット	電話用プラグ
その他のもの	テレビ又はラジオ受信機用のオーディオ、ビデオ用のソケット及び電子管用のソケット
ワイヤー及びケーブル用の接続子、端子のうちウエハープローパ	その他のもの
その他のもの	ワイヤー及びケーブル用の接続子、端子のうちウエハープローパ
第八七・〇二項、第八七・〇三項、第八七・〇四項及び第八七・一一項の自動車及びその部品に使用されるもの	ワイヤー及びケーブル用の接続子、端子のうちウエハープローパ
第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品 第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備していないものに限る。）	第八五・三五項から第八五・三七項までの機器に専ら又は主として使用する部分品 第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備していないものに限る。）

A	S	B 5	A	A	A	A	B 10 *	S	B 10 *	A

八五三八・九〇一〇

第八五三六・六九一〇号及び第八五三六・九〇一〇号の機器のプリント回路基板製品を含む部分品

八五三八・九〇九〇

その他のもの

八五・四一

ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子

八五四一・一〇〇〇

ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）  
トランジスター（光電性トランジスターを除く。）  
定格消費電力が一ワット未満のもの

八五四一・二一〇〇

その他のもの

八五四一・二九〇〇

サイリスター、ダイアツク及びトライアツク（光電性デバイスを除く。）

八五四一・四〇〇〇

光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード  
その他の半導体デバイス

八五四一・五〇〇〇

圧電結晶素子

八五四一・六〇〇〇

部分品

集積回路及び超小形組立

八五四二・一〇〇〇

集積回路を自藏するカード（スマートカード）

八五四二・二一〇〇

モノリシック集積回路

デジタル式のもの

A A A A A A A A A A A A

八五四二・二九〇〇	その他もの
八五四二・六〇〇〇	ハイブリッド集積回路
八五四二・七〇〇〇	超小形組立
八五四一・九〇〇〇	部分品
八五・四四	

電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）

### 巻線

八五四四・一一〇〇	銅のもの
八五四四・一九〇〇	その他のもの
八五四四・二〇〇〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体
八五四四・三〇〇〇	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）
八五四四・三〇一〇	自動車用電気ワイヤーハーネス
八五四四・三〇一〇 のうち	第八七・〇二項、第八七・〇三項、第八七・〇四項及び第八七・一一項の自動車及びその部品に使用されるもの
八五四四・三〇九〇	その他のもの
八五四四・三〇九〇	第八七・〇二項、第八七・〇三項、第八七・〇四項及び第八七・一一項の自

一〇%	一五%	七%	七%	A	A	A	A
B 10	S 10	B 10	A 10*	B 10*			

のうち

八五四四・四一

八五四四・四一一〇

八五四四・四一九〇

八五四四・四一九〇

八五四四・四九一〇

八五四四・四九一〇

八五四四・四九九〇

八五四四・四九九〇

八五四四・四九九〇  
のうち

八五四四・五一〇〇  
八五四四・五一〇〇

動車及びその部品に使用されるもの

その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。）

接続子を取り付けてあるもの

電話用ケーブル、バッテリーケーブル

バッテリーケーブル

その他のもの

通信用のもの

その他のもの

自動車用ワイヤーハーネスの製造に使われる遮蔽された電線

その他のもの

第八七・〇二項、第八七・〇三項、第八七・〇四項及び第八七・一一項の自動車及びその部品に使用されるもの

通信用のもの

その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超える、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）

接続子を取り付けてあるもの

通信用のもの

一五 %	七 %	七 %	七 %	一五 %	一〇 %
B 10	A	B 4	B 10*	A	B 4

のうち

八五四四・五九〇〇

その他のもの

八五四四・六〇〇〇

その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）

八五四四・七〇〇〇

光ファイバーケーブル

八五・四七

電気機器の電気絶縁用物品（成形中に金属製のさ細な部分（例えば、ねじを切ったソケット）を専ら組立てのため組み込んだものを含み、絶縁材料製のものに限るものとし、第八五・四六項のがい子を除く。）並びに電線用導管及びその継手（卑金属製のもので絶縁材料を内張りしたものに限る。）

八五四七・一〇〇〇

陶磁製の電気絶縁用物品  
プラスチック製の電気絶縁用物品

八五四七・二〇〇〇

第八七・〇二項、第八七・〇三項、第八七・〇四項及び第八七・一一項の自動

ex  
八五四七・二〇〇〇

車及びその部品に使用されるもの

八五四七・九〇〇〇

その他のもの

第八七類

鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品  
一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車

八七・〇二  
八七〇一・一〇  
ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）  
を搭載したもの

八七〇一・一〇一〇  
八七〇一・一〇一〇

車両総重量六トンから一八トンまでの現地完全組立車用のバス  
車両総重量六トンから一八トンまでのバス

	三 %	一 〇 %	一 〇 %	七 %	一 五 %
S B 4	B 10 *	B 4	B 10	B 10 *	A B 10
3、 10					

八七〇一・一〇九〇	その他のもの
八七〇一・一〇九一	一八トン以下のもの
八七〇一・一〇九二	一八トンを超えるもの
八七〇一・九〇	その他のもの
八七〇一・九〇一〇	商用車育成計画の参画企業により自動車の組立のために一ヵ国以上の国から輸入される構成部品、部分品又は附属品
八七〇一・九〇九〇	その他のもの
八七〇一・九〇九一	一八トン以下のもの
八七〇一・九〇九二	一八トンを超えるもの

八七〇一・九〇九〇	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。） 雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両 その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。） シリンドー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの シリンドー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えて一、五〇〇立方センチメートル以下のもの シリンドー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超えて三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの シリンドー容積が三、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	その他のもの 一八トン以下のもの 一八トンを超えるもの
八七〇一・九〇九一		
八七〇一・九〇九二		
八七〇一・九〇九〇		
八七〇一・九〇九一		
八七〇一・九〇九二		

S	S	S	S	A	S	S	S	S	S
3、 7	3、 6	3、 6	3、 6	3	9 9	9	4	3、 9	3、 9

その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）

シリンドー容積が一、五〇〇立方センチメートル以下のもの

シリンドー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超えるもの

メートル以下のもの

シリンドー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超えるもの

シリンドー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超えるもの

メートル以下のもの

シリンドー容積が三、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの

その他のもの

商用車育成計画の参画企業により自動車の組立のために一ヵ国以上の国から輸入される構成部品、部分品又は附属品

その他のもの

貨物自動車

ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）

その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）

車両総重量が五トン以下のもの

八七〇三・三一〇〇  
八七〇三・三二一〇〇  
八七〇四・二二一〇

冷蔵車

A	A	S	S	S	S	S	S
3	3	6	4	3、 7	3、 6	3、 6	3、 6

その他のもの

車両総重量が五トンを超える一〇トン以下のもの  
六トンまでのもの

その他のもの

冷藏車

一八トンを超える二〇トン以下のもの

その他もの

車両総重量が一〇トンを超えるもの

冷藏車

## その他のもの

100トンを超えるもの

その他のもの

その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。）

S	S	A	S	S	A	S	A	S
3 、	3 、	3	3 、	3 、	3	3 、	3	3 、
9	9		9	9		8		8

八七〇四・三一
八七〇四・三一〇
八七〇四・三一九〇
八七〇四・三二一〇
八七〇四・三二一
八七〇四・三二一
八七〇四・三二九〇
八七〇四・三二九一
八七〇四・三三九一
八七〇四・三三九九
八七〇四・九〇
八七〇四・九〇一〇
八七〇四・九〇九〇
八七〇八・一〇〇〇
八七〇八・一〇〇
八七〇八・一一〇
八七〇八・一二一〇
八七〇八・二一九〇

車両総重量が五トン以下のもの
冷蔵車
その他のもの
車両総重量が五トンを超えるものの
六トンを超えるもの
冷蔵車
その他のもの
冷蔵車
その他のもの
その他のもの
その他のもの
商用車育成計画の参画企業により自動車の組立のために一箇国以上の国から輸入される構成部品、部分品又は附属品
その他のもの
その他のもの
部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）
車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品
バンパー及びその部分品
シートベルト
部分品
その他のもの

S B 4	B 4	S S	S A	S A	S A
4		8 4	3、3	3、3	3、3
			9	8	8

八七〇八・二九	その他のもの
八七〇八・二九一〇	ドア内張り部品
八七〇八・二九九〇	その他のもの
八七〇八・三一〇〇	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品
八七〇八・三九〇〇	ブレーキライニング（取り付けたものに限る。）
八七〇八・四〇〇〇	その他のもの
八七〇八・四〇一〇	ギヤボックス
八七〇八・四〇九〇	組み立てられていないもの
八七〇八・五〇一〇	その他のもの
八七〇八・五〇九〇	駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置の他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）
八七〇八・六〇〇〇	組み立てられていないもの
八七〇八・六〇一〇	その他のもの
八七〇八・六〇九〇	組み立てられていないもの
八七〇八・七〇	非駆動軸及びその部分品
八七〇八・七〇一〇	車輪並びにその部分品及び附属品
八七〇八・七〇九〇	ホイール・ディスクのうちホイールセンターキャップ
八七〇八・八〇	その他のもの

懸架装置用ショックアブソーバー

車輪並びにその部分品及び附属品

ホイール・ディスクのうちホイールセンターキャップ

その他のもの

三 %	一〇 %	三 %	一〇 %	三 %	三 %	一〇 %	三 %
S 4	B 4	B 4	B 4	B 4	S 4	B 4	S 4

八七〇・八・八〇一〇	ショックアブソーバーの構成部品及び部分品
八七〇・八・八〇九〇	その他のもの
八七〇・八・九一	その他の部分品及び附属品
八七〇・八・九一	ラジエーター
八七〇・八・九一	部分品及び構成部品
八七〇・八・九一	アルミニウム製ラジエーター・コア部
八七〇・八・九一	その他のもの
八七〇・八・九二	消音装置及び排気管
八七〇・八・九三	クラッチ及びその部分品
八七〇・八・九四	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス
八七〇・八・九九	その他のもの
八七〇・八・九九一〇	燃料タンクの未組立品のうちエンジンの支え金具
八七〇・八・九九九〇	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）
八七・一一	その他のもの
八七一一・一〇〇〇	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わ ない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。） 及びサイドカー
八七一一・二〇〇〇	シリンドラー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの

ピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	ショックアブソーバーの構成部品及び部分品
その他の部分品及び附属品	その他のもの
ラジエーター	その他の部分品及び附属品
部分品及び構成部品	ラジエーター
アルミニウム製ラジエーター・コア部	部分品及び構成部品
その他のもの	アルミニウム製ラジエーター・コア部
消音装置及び排気管	その他のもの
クラッチ及びその部分品	消音装置及び排気管
ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	クラッチ及びその部分品
その他のもの	ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス
燃料タンクの未組立品のうちエンジンの支え金具	その他のもの
モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わ ない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。） 及びサイドカー	燃料タンクの未組立品のうちエンジンの支え金具
シリンドラー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わ ない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。） 及びサイドカー

三〇%	三〇%	一%	一〇%	一%
B 4	B 4	S B 4	S B 4	S B 4
		4	4	4
			4	4
				4

八七一一・三〇〇〇	シリンドラー容積が二五〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの						
八七一一・四〇〇〇	シリンドラー容積が五〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの						
八七一一・五〇〇〇	シリンドラー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの						
八七一一・九〇	その他のもの						
八七一一・九〇一〇	商用車育成計画の参画企業によりモーターサイクルの組立のために一ヵ国以上の国から輸入される構成部品、部分品又は附属性品						
八七一一・九〇九〇	その他のもの						
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属性品						
九〇・〇六	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）						
九〇〇六・一〇〇〇	製版に使用する種類の写真機						
九〇〇六・二〇〇〇	文書記録に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他）のマイクロフォームに記録するものに限る。						
九〇〇六・三〇〇〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ						
A A A	B <sub>4</sub> S	A A A					
	4						

九〇〇六・四〇〇〇	インストントプリントカメラ その他の写真機
九〇〇六・五一〇〇	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）
九〇〇六・五二〇〇	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）
九〇〇六・五三〇〇	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）
九〇〇六・五九〇〇	その他のもの
九〇〇六・六一〇〇	写真用のせん光器具及びせん光電球
九〇〇六・六二〇〇	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）
九〇〇六・六九〇〇	せん光電球、フラッシュユニーブその他これらに類するもの
九〇〇六・九一〇〇	その他のもの
九〇〇六・九九〇〇	部分品及び附属品
九〇・〇九	写真機用のもの
	感光式複写機（光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。）及び感熱式複写機
九〇〇九・一一〇〇	静電式の感光式複写機
九〇〇九・一二〇〇	原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）のもの
	原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式（間接式）のもの

九〇〇九・二一〇〇	光学的機構を有するもの
九〇〇九・二三〇〇	密着式のもの
九〇〇九・三〇〇〇	感熱式複写機
九〇〇九・九一〇〇	部分品及び附属品
九〇〇九・九二〇〇	オートマチックドキュメントフィーダー
九〇〇九・九三〇〇	ペーパーフィーダー
九〇〇九・九九〇〇	ソーター
九〇・三一	その他のもの
九〇三一・一〇〇〇	測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機
九〇三一・二〇〇〇	釣合試験機
九〇三一・三〇〇〇	テストベンチ
九〇三一・四一〇〇	輪郭投影機
九〇三一・四九	その他の光学式機器
九〇三一・四九一〇	半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレクチ
九〇三一・四九九〇	ル（半導体デバイスの製造に使用するものに限る。）の検査用の機器
九〇三一・八〇	その他のもの
その他の機器	半導体ウエハー表面上の微粒子汚染を測定するための光学機器及び装置

A A A A A A A A A A A A

九〇三一・九〇

九〇三一・九〇一〇

九〇三一・九〇九〇

部分品及び附属品

第九〇三一・四一〇〇号及び第九〇三一・四九一〇号に分類される光学機器及び器具のプリント回路組立品を含む部分品及び附属品

その他のもの

## 附属書六のフィリピンの表

この表は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書六のフィリピンの表に掲げられた特定の約束のうち、すべての分野に共通のもの及び日本国からフィリピンに対するサービス収支が黒字である分野の黒字額の合計の大部分を占める分野における約束を掲げる。また、この協定においてフィリピン側が日本国に対して約束することとなつた分野については、主要なものを掲げる。さらに、同協定第七十六条に関し、フィリピンの最恵国待遇の免除を掲げる。

## B フィリピンの特定の約束に係る表

### 注釈

- 1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、別段の定めがある場合を除くほか、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガツト事務局文書M T N・G N S—I W—I二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。
- 2 この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）に従つたものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。
- 3 この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第七十一条(t)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。
- 4 「約束しない。」とは、フィリピンが特定の分野及び態様について、市場アクセス又は内国民待遇に適

合しない措置を導入し、又は維持することができる」という。

5 「約束しない。\*」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。第七十五条3の規定に基づき特定の分野又は小分野に「SS」を記載することは、「約束しない。\*」と記載したサービスの提供の態様に関し、フィリピンがいかなる措置を維持し、又は採用することも妨げるものではない。適用できないと考えられていた提供の態様が事実上適用できる場合又は将来適用できることとなる場合は、「約束しない。\*」とは「約束しない。」のことをいう。

6 個別の中央生産物分類番号に付された「\*\*」とは、当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約束が当該中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

7 各分野に共通の約束において市場アクセス及び内国民待遇に付された全ての制限は、この表において特定の約束がなされたすべての分野、小分野に適用される。

8 この特定の約束に係る表においてフィリピンの法令の名称に言及するときは、この協定が効力を生ずる時におけるその改正も含むものとする。

## 第一節 各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この特定の約束に係る表に掲げるすべての分野	(3) A フィリピン共和国憲法により明示的に外国人が所有する持分が制限されている社団若しくは団体又はフィリピン人のみが行うことを認められる公益事業及び広告業については、取締役会における外国の投資家の参加は、その持分の割合に制限するものとし、これらの社団又は団体のすべての役員及び経営幹部は、フィリピン人でなければならぬ。	(3) A 国内の信用制度の利用ペソの借入を行う次の外国の企業であつて、製造業以外の事業に従事するものは、借り入れの際に、負債と資本との定められた比率（五十対五十）を遵守する。	
	(a) フィリピン人以外の者がその資本の四十パーセントを超えて所占有する組合 (b) フィリピン人以外の者が応募済資本の総額		

B 外国人が所有する持分

が株式現在額及び議決権

のある資本の四十パーセント

以下に制限されてい

る事業については、取締

役の数を当該持分の割合

に制限する。

C 外国人が所有する持分

が四十分の一を超えて認められる事業につい

ては、次の(a)の要件及び

次の(b)から(e)までのいず

れかの要件を満たさなければならぬ。

(a) すべての社団の取締

役又は理事の過半数が  
フィリピンの居住者であること、及び総務部長がフィリピン人であ

り、かつ、居住者であ

の四十パーセントを超えて所有する社団

この要件は、銀行その他  
の金融仲介機関について  
は、適用しない。

B 非居住者は、フィリピ

ン国内の銀行から、ペソの借入れを利用することは  
ができない。

ること。

(b) 国内市場企業（注）  
については、払込済み  
の持分が二十万合衆國  
ドルを下回らないこ  
と。

注 外国投資法（共和

国法第八千百七十九  
号によつて改正され

た共和国法第七千四  
十二号）により、

「国内市場企業」と  
は、国内市場に対し  
てのみ物品を生産し  
又はサービスを提供  
する企業、若しくは  
提供する輸出部分が  
六十パーセントに一  
貫して達しない企業  
をいう。

(c) 科学技術省 (DOS)

T) が指定する先端技術を用いる国内市場企業については、払込済みの持分が十万合衆国ドルを下回らないこと。

(d) 少なくとも五十人の従業員を直接に雇用する国内市場企業については、払込済みの持分が十万合衆国ドルを下回らないこと。

(e) 提供するサービスの六十パーセント以上を輸出する法人であること。

D

(a) 土地の取得  
すべての公有地は、  
国が所有する。フイリ

ピン人又はフィリピン人がその持分の少なくとも六十パーセントを所有する社団若しくは団体のみが、土地（公有地を除く。）を所有し、又は公有地を賃借することができる。

(b) 外国の投資家は、私有地のみを賃借することができ。

(4) サービスを提供する自然人の入国及び一時的な滞在

フィリピンの居住者ではない外国人が提供することを希望するサービスについて、当該サービスの提供に係る申請の際にフィリピン国内に当該サービスを提供

する能力及び意思を有する者が存在しないことを決定する場合には、当該外国人のフィリピンへの入国及び一時的な滞在を認める。

- (3)、(4) 専門的職業への従事

フィリピン国内における専門的職業への従事については、法令に定める場合を除くほか、フィリピン人に限られる。

- (1)、(2)、(3)、(4) 地方政府が

(1)、(2)、(3)、(4) 地方政府が  
とるすべての措置については、約束しない。

## 第二節 分野ごとに使う特定の約束

		分野	
B 電子計算機サービス及び 関連のサービス	(a) ハードウェア設置に 連する相談サービス (八四一〇)	SS	SS
		市場アクセスに係る制限	
	(3) (2) (1) 次のいずれかの場合に限 り、外国人が所有する持分 は、百パーセントまで認め る。	制限しない。 制限しない。	
A 国内市場企業について は、払込済みの持分が二 十万台衆国ドルを下回ら ない場合		(3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	内国民待遇に係る制限
B 少なくとも五十人の従 業員を直接に雇用する国 内市場企業については、			追加的な約束

払込済みの持分が十万合衆国ドルを下回らない場合

C 合

科学技術省が指定する

先端技術を用いる国内市場企業については、払込済みの持分が十万合衆国ドルを下回らない場合

D サービス提供者が、提

供するサービスの六十ペーセント以上を輸出する場合

その他の場合には、外国人が所有する持分は、四十ペーセントまでとする。

各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

(4) 次のいずれかの場合に限

(4) 外国人の専門家の雇用に

り、自然人によるサービスの提供を認める。

A 国内市場企業について

は、払込済みの持分が二十万合衆国ドルを下回らない場合

B 少なくとも五十人の従業員を直接に雇用する国内市場企業については、払込済みの持分が十万合衆国ドルを下回らない場合

C 科学技術省が指定する先端技術を用いる国内市場企業については、払込済みの持分が十万合衆国ドルを下回らない場合

D サービス提供者が、提供するサービスの六十ペーセント以上を輸出す

については、自由職業サービス分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

			る場合
(b) ビス サービス （八四二三） プログラミング・ サービス （八四二二） システムデザイン・ システム及びソフト ウェア相談サービス （八四二一） サービス （八四二二） 十万台衆国ドルを下回らない場合	SS  (3) 次のいずれかの場合に限り、外国人が所有する持分は、百パーセントまで認められる。  (2) ソフトウェア実行サー 비스 システム及びソフト ウェア相談サービス （八四二一） システムデザイン・ サービス （八四二二） 十万台衆国ドルを下回らない場合	(1) 制限しない。  (2) 制限しない。  (3) 各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。	外国人の専門家の雇用については、自由職業サービス分野に共通の約束に記載する制限を適用する。
A 国内市場企業について は、払込済みの持分が二 十万台衆国ドルを下回らない場合			

(八四二四)

システム整備サービ

(八四二五)

ス

- B 少なくとも五十人の従業員を直接に雇用する国内市場企業については、払込済みの持分が十万余国ドルを下回らない場合

- C 科学技術省が指定する先端技術を用いる国内市場企業については、払込済みの持分が十万余国ドルを下回らない場合

- D サービス提供者が、提供するサービスの六十ペーセント以上を輸出する場合

その他の場合には、外人が所有する持分は、四十ペーセントまでとする。

各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

(4) 次のいずれかの場合に限り、自然人によるサービスの提供を認める。

A 国内市場企業について  
は、払込済みの持分が二  
十万合衆国ドルを下回ら  
ない場合

B 少なくとも五十人の従

業員を直接に雇用する國  
内市場企業については、  
払込済みの持分が十万合

衆国ドルを下回らない場  
合

C 科学技術省が指定する  
先端技術を用いる国内市  
場企業については、払込  
済みの持分が十万合衆國  
ドルを下回らない場合

(4) 制限しない。

		(c) データ処理サービス (八四三)	
	SS		D サービス提供者が、提 供するサービスの六十 パーセント以上を輸出す る場合
A 国内市場企業について は、払込済みの持分が二 十万合衆国ドルを下回ら ない場合	(3) (2) (1) 次のいずれかの場合に限 り、外国人が所有する持分 は、百パーセントまで認め る。	各分野に共通の約束に記 載する制限を適用する。  制限しない。 制限しない。	D サービス提供者が、提 供するサービスの六十 パーセント以上を輸出す る場合
B 少なくとも五十人の從 業員を直接に雇用する國	(3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。		

内市場企業については、  
払込済みの持分が十万合  
衆国ドルを下回らない場  
合

C 科学技術省が指定する  
先端技術を用いる国内市  
場企業については、払込  
済みの持分が十万合衆國  
ドルを下回らない場合

D サービス提供者が、提  
供するサービスの六十  
パーセント以上を輸出す  
る場合

その他の場合には、外  
国人が所有する持分は、四十  
パーセントまでとする。

各分野に共通の約束に記  
載する制限を適用する。

(4)

次のいずれかの場合に限  
り、自然人によるサービス

の提供を認める。

A 国内市場企業について  
は、払込済みの持分が二  
十万合衆国ドルを下回ら  
ない場合

B 少なくとも五十人の從  
業員を直接に雇用する國  
内市場企業については、  
払込済みの持分が十万合  
衆国ドルを下回らない場  
合

C 科学技術省が指定する  
先端技術を用いる国内市  
場企業については、払込  
済みの持分が十万合衆國  
ドルを下回らない場合

D サービス提供者が、提  
供するサービスの六十

(4)

制限しない。  
。

A 問屋サービス（米及びと うもろこし産業を除く。） (六二二)	4 流通サービス（注） 注 フィリピンは、この協定 の効力発生の日の後二年以 内に小売サービスに関する 法令の見直しを行う。日本 国及びフィリピンは、この 見直しの進展に関する情報 を共有する。		パーセント以上を輸出す る場合
SS			各分野に共通の約束に記 載する制限を適用する。
(2) 制限しない。	(1) サービスの提供は、フィ リピンの法令により登録を 受けた事業体を通じて行わ なければならない。		
(2) 制限しない。	(1) 制限しない。		

(3)

次のいずれかの場合に限り、外国人が所有する持分は、百パーセントまで認め

(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。

A 国内市場企業について

は、払込済みの持分が二十万合衆国ドルを下回らない場合

B 少なくとも五十人の従業員を直接に雇用する国内市場企業については、払込済みの持分が十万合衆国ドルを下回らない場合

C 科学技術省が指定する

先端技術を用いる国内市場企業については、払込済みの持分が十万合衆国ドルを下回らない場合

D サービス提供者が、提

供するサービスの六十  
パーセント以上を輸出す  
る場合

その他の場合には、外国  
人が所有する持分は、四十  
パーセントまでとする。

(4) 各分野に共通の約束に記  
載する制限を適用する。

次のいずれかの場合に限  
り、自然人によるサービス  
の提供を認める。

- A　国内市場企業に対する  
投資総額が二十万合衆國  
ドル以上である場合
- B　少なくとも五十人の從  
業員を直接に雇用する国  
内市場企業に対する投資  
総額が十万合衆国ドル以

(4)

制限しない。

D 成人教育・代替学習システム	5 教育サービス A 初等教育サービス (九二二) B 中等教育サービス (九二三)		
	SS		
(3) A 設置する教育機関を除 (2) 教育機関（宗教団体が る。	(1) 業務上の拠点が必要であ る。 制限しない。		C 上である場合 科学技術省が指定した 先端技術を用いる国内市 場企業に対する投資総額 が十万合衆国ドル以上で ある場合 D サービス提供者が、提 供するサービスの六十 パーセント以上を輸出す る場合
(3) (2) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限	(1) 制限しない。		

テム・サービス

(九二四〇\*\*)

基礎教育は、就学前、小学校及び高校における教育並びに在学していない青少年及び成人学習者のための代替学習システムを含み、特別支援が必要な者のための教育を含む。

く。) は、フィリピン人

し  
な  
い。

又は資本の六十パーセント以上をフィリピン人が所有する社団若しくは団体のみにより所有される。ただし、フィリピン議会は、すべての教育機関について、フィリピン人が所有する持分の増加を求めることができる。

B 教育機関の管理及び運

営は、フィリピン人が行わなければならない。

C 教育機関は、専ら外国人

人のために設置してはならず、また、いかなる学校においても、外国人が在籍者の三分の一を超えてはならない。この規定は、外交官及びその家族

並びに他の一時的に居住する外国人（法令に別段の定めがある場合を除く。）のために設置された学校については、適用しない。

D 私立学校は、フィリピン会社法（第六十八号）の規定に従つて、教育を行う社団（株式会社以外の形態のもの）として設立されなければならぬ。ただし、家族で運営する学校が、就学前教育課程を提供する場合は、教育省はこの要件を免除できる。

各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

C (九二三) 高等教育サービス		
SS		(4) 外国人の専門家の雇用については、自由職業サービス分野に共通の約束に記載する制限を適用する。
(1) 遠隔地教育による越境教育サービス A フィリピンに事務所を置かない外国の高等教育	各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。	特定の専門分野において優秀であり、国際的な評価を得ており、かつ、広く認められている専門家に対し、国家教師理事会が特別の許可を発給することができる。
(1) 制限しない。		(4) 外国人の専門家の雇用については、自由職業サービス分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

サービスの提供者（FHEP）によって直接提供される学術的なプログラム（例えば、インターネットを通じて提供されるもの）については、次の証明が必要である。

a フィリピン政府による承認

b 認定の証明書（認められた認定機関によるもの）

B フィリピンに事務所を置く外国の高等教育サービスの提供者（FHEP）によって提供される学術的なプログラム（例えば、インターネットを通じて提供されるもの）については、次の証明が

必要である。

a フィリピン政府によ

る承認

b 認定の証明書（認められた認定機関によるもの）

c 証券取引委員会による登録

A 制限しない。

(3) (2)  
A 外国の高等教育サービス提供者（F H E P）がフィリピン国内の支部又は分校を通じて通常のプログラムに基づくサービスを提供する教育機関を設置する場合は、次の条件に従うものとする。

a 教育機関（宗教団体が設置する教育機関を除く。）は、フィリピ

(3) (2)

各分野に共通の約束に記載する制限を除くほか、制限しない。

ン人又は資本の六十  
パーセント以上をフィ  
リピン人が所有する社  
団若しくは団体のみに  
より所有されること。

ただし、フィリピン議  
会は、すべての教育機  
関について、フィリピ  
ン人が所有する持分の  
増加を求めることがで  
きる。

b 教育機関の管理及び  
運営は、フィリピン人  
が行わなければならな  
いこと。

c 教育機関は、専ら外  
国人のために設置して  
はならず、また、いか  
なる学校においても、  
外国人が在籍者の三分

の一を超えてはならないこと。この規定は、外交官及びその家族並びに他の一時的に居住する外国人（法令に別段の定めがある場合を除く。）のために設置された学校については、適用しない。

B  
奨学金、研究者及び学生の交換、協力を通じた交流、長期及び短期の研修、カリキュラムの開発及び向上、図書館及び研究室の拡充並びに文化交流を通じて実施される提携プログラムについては、次の条件に従うものとする。

a フィリピン政府によ

---

---

る承認を受け、かつ、  
認定機関が少なくとも  
レベル二の水準である  
と認定するフィリピン  
の高等教育機関のみ  
が、外国の高等教育機  
関との連携及び提携プ  
ログラムを開始し、及  
び実施する許可を高等  
教育委員会によって受  
けること。

b 外国の高等教育機関  
は、当該外国の政府に  
よる承認を得なければ  
ならず、及び当該外国  
の認定機関により最も  
高い水準である優良機  
関として認定を受けな  
ければならないこと、  
並びに当該高等教育機

---

関の水準が、政府による承認、教育体制及び教育課程においてフィリピンの高等教育機関と同等のものでなければならないこと。

c 提携の協定について  
は、評価及び承認のため、高等教育委員会に提出すること。

d フィリピンの高等教育機関と外国の高等教育機関との間の提携の協定については、提携プログラムの質を国際的に優良な水準に保つため、定期的な見直し、評価及び認証を行うこと。

	中等教育修了後の技術 及び職業教育サービス	
(2) (1) 制限しない。	特定の専門分野において優秀であり、国際的な評価を得ており、かつ、広く認められている専門家に対し、国家教師理事会が特別の許可を発給することができる。	(4) 外国人の専門家の雇用については、自由職業サービス分野に共通の約束に記載する制限を適用する。
(2) (1) 制限しない。	各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。	(4) 外国人の専門家の雇用については、自由職業サービス分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

(九二三一) (技術及び  
職業に関する教育及び訓  
練 (T V E T))

(3)  
A

教育機関 (宗教団体が  
設置する教育機関を除  
く。) は、フィリピン人  
又は資本の六十パー센  
ト以上をフィリピン人が  
所有する社団若しくは團  
体のみにより所有され  
る。ただし、フィリピン

議会は、すべての教育機  
関について、フィリピン  
人が所有する持分の増加  
を求めることができる。

B 教育機関の管理及び運

営は、フィリピン人が行  
わなければならない。

C 教育機関は、専ら外国

人のために設置してはな  
らず、また、いかなる学  
校においても、外国人が  
在籍者の三分の一を超え

(3) 各分野に共通の約束にお  
ける記載を除くほか、制限  
しない。

てはならない。この規定は、外交官及びその家族並びに他の一時的に居住する外国人（法令に別段の定めがある場合を除く。）のために設置された学校については、適用しない。

D 教育機関により提供される技術及び職業に関する教育及び訓練（TVE T）の課程は、技術教育技能開発庁（TESDA）の統合プログラム登録及び承認システム（UTP RAS）に従つて登録を受ける。

各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

E (九二九) その他の教育サービス	
SS	
(3) A 教育機関（宗教団体が設置する教育機関を除く。）は、フィリピン人	(4) 訓練指導官は、フィリピンにおいて専門的職業に従事することを法令によって認められた外国人の専門家の登録に関するガイドライン（職業規制委員会決定第九〇一五四七号）に基づき特別の許可を受けなければならぬ。
(3) A 教育機関（宗教団体が設置する教育機関を除く。）は、フィリピン人	(4) 制限しない。

又は資本の六十パーセン  
ト以上をフィリピン人が  
所有する社団若しくは団  
体のみにより所有され  
る。ただし、フィリピン  
議会は、すべての教育機  
関について、フィリピン  
人が所有する持分の増加  
を求めることができる。

B 教育機関の管理及び運  
営は、フィリピン人が行  
わなければならない。

C 教育機関は、専ら外国  
人のために設置してはな  
らず、また、いかなる学  
校においても、外国人が  
在籍者の三分の一を超  
てはならない。この規定  
は、外交官及びその家族  
並びに他の一時的に居住

する外国人（法令に別段の定めがある場合を除く。）のために設置された学校については、適用しない。

各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

(4) 外国人の専門家の雇用については、自由職業サービス分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

特定の専門分野において優秀であり、国際的な評価を得ており、かつ、広く認められている専門家に対し、国家教師理事会が特別の許可を発給することができる。

(4)

外国人の専門家の雇用については、自由職業サービス分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

## 金融サービス

### すべての小分野（注）

注 この特定の約束に係る表の適用上、世界貿易機関文書（GATS／SC／七〇／補足三）に含まれる金融サービスに係る特定の約束は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。フィリピンは、第七章、附属書六及び世界貿易機関文書（GATS／SC／七〇／補足三）の規定に従い、金融サービスについて特定の約束を行う。附

各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

(3)

フィリピン国内の適当な規制当局は、フィリピン国内の銀行その他の金融サービスにおける業務上の拠点の設置又は現在の業務の拡大を承認することが、公共の利益及び経済の状況に照らして正当であるか否かを決定する。国際的に認められた外国の金融機関については、フィリピンの開発目標の達成、特に貿易、投資及び適当な技術移転の促進に貢献する能力が示されているか否かについて、並び

B 銀行及びその他の金融 サービス（保険を除く。）	<p>属書七第一部Bに定める約束と世界貿易機関文書（GATS／SC／七〇／補足三）に定める約束が抵触する場合には、抵触する限りにおいて、附属書七第一部Bに定める約束が優先する。</p>
SS	
(1) 業務上の拠点が必要である。	<p>銀行業については、通貨理事会は、フィリピンの銀行全体の総資産の七十パーセントが、国内銀行（フィリピン人が持分の少なくとも過半数を所有するもの）によって、常に保有されていることを確保する。</p> <p>(3) (4) 各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。</p>
(1) 制限しない。	

(3) (2)

制限しない。

外国資本の商業銀行への  
参加については、次の条件  
に従うものとする。

A 既存の銀行について  
は、議決権のある株式の  
取得は、六十パーセント  
までとすること。

B フィリピンの法令に  
よつて新たに設立された  
銀行の子会社についての  
投資は、議決権のある株  
式の六十パーセントまで  
とすること。

(3) (2)

制限しない。  
各分野に共通の約束にお  
ける記載を除くほか、制限  
しない。

外国人は、銀行の株式に  
おける外国人の持分の割合  
の限度において取締役にな  
ることができること。

8 健康に関連するサービス及 び社会事業サービス A 病院サービス (九三二二)	SS	<p>外国の銀行の直接の支店のフィリピンにおける設置に関する日本国への最恵国待遇は、市場アクセスに関する相互主義に従つて付与する。ただし、現行の国内法令に従うものとする。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。</p>
(3) (2) (1) る。 り、外国人が所有する持分 は、百パーセントまで認め る。 次のいずれかの場合に限 り、外国人が所有する持分 は、百パーセントまで認め る。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。	<p>(4) 事務職員又は技術職員として雇用された外国人一人につき、フィリピン人二人を雇用する。</p>

A 払込済みの持分が少なくとも二十万合衆国ドル

である場合

B 少なくとも五十人の従業員を直接に雇用する国内市場企業については、払込済みの持分が十万合衆国ドル以上である場合

その他の場合には、外国人が所有する持分は、四十パーセントまでとする。

各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

(4) 外国人の専門家の雇用について、自由職業サービス分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

(4)

制限しない。

		9 観光サービス及び旅行に 連するサービス	
	(b) 飲食店のサービス (六四二一―六四三一) ○	A ホテル及び飲食店 (a) ホテル、リゾート、ペ ンション及び長期滞在者 用の宿舎 (六四一一〇)	
		SS	
			各分野に共通の約束に記 載する制限を適用する。
	(3)(2)(1) 約束しない。 制限しない。 外国人は、払込済みの持 分が少なくとも二百五十万 合衆国ドルである場合に	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (3)(2)(1) 約束しない。 制限しない。 外国人は、払込済み の持分が少なくとも二百五 十万合衆国ドルである場合	(3)(2)(1) 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (3)(2)(1) 約束しない。 制限しない。 外国人は、払込済み の持分が少なくとも二百五 十万合衆国ドルである場合

は、飲食店を営業することができる。ただし、適当な

政府機関が定める事前の審査要件を満たすことを条件とする。

には、飲食店を営業することができる。

営業を休止する場合に是、事前の通知を行う。

外国人は、一店舗当たりの払込済みの持分が少なくとも八十三万合衆国ドルである場合には、支店を開設することができる。

外国人は、一店舗当たりの払込済みの持分が少なくとも八十三万合衆国ドルである場合には、支店を開設することができる。

(4) サービスの提供の態様(3)

各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

及び各分野に共通の約束における記載に従うことを条件として、自然人によるサービス提供を認める。

支店の営業を開始し、及び終了する場合には、事前の通知を行う。

三十パーセントのフイリピン産品を調達すること、一定の条件に基づいて株式を公開すること及び特定の

飲食店事業に従事してはならないことを遵守する。

外国人が営業する飲食店であつて登録されたものは、次の書類を貿易産業省に提出する。

- A 定型書式による一般情報に関する文書（特に、登録された店舗及びその営業の状況を記載したもの）
- B 監査済みの財務諸表及び所得税納付申告書
- C 要求される最低資本を維持していることを示す証明書であつて、責任者が作成するもの。ただし、外国人の投資家が、フィリピン国内から資本

を引き揚げ、及びフイリピン国内において営業を休止する意図を証券取引委員会及び貿易産業省に通知する場合は、この限りでない。

資格を有する外国人が営業する飲食店は、許可された店舗以外の場所において、移動式店舗、販売員、訪問販売、及び小型店舗（サリサリストア）による特定の小売店事業並びに類似の小売店事業を行つてはならない。

各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

B

(七四七一〇) 旅行業サービス

	C (七四七二) 観光客の案内サービス	SS	SS
(4) 各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。 相互主義及び各分野に共通の約束に記載する制限に従うものとする。	(3) 約束しない。* (2) 制限しない。 (1) 観光案内業を行う者は、旅行業者又は旅行代理店に雇用される。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(3) 制限しない。 (2) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (1) 制限しない。
(4) 各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。 相互主義及び各分野に共通の約束に記載する制限に従うものとする。	(3) 約束しない。* (2) 制限しない。 (1) 観光案内業を行う者は、旅行業者又は旅行代理店に雇用される。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(3) 制限しない。 (2) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (1) 制限しない。

海上運送サービス  
（a）、（b）国際海上運送サー

ビス（旅客及び貨物の運送サービスを含み、内航海運及び政府所有の貨物の運送を除く。）

（七二一一、七二一二）

海上運送サービス

（a）、（b）国際海上運送サー

ビス

SS

（3）（2）（1）  
外国人が所有する持分  
は、四十パーセントまでと  
する。

各分野に共通の約束に記  
載する制限を適用する。

（4）  
フィリピンにおいて海事  
産業庁（M A R I N A）の  
定める条件に従つて登録を  
受けた船舶について六箇月  
の期間に限り臨時の職員と  
して雇用されることができ  
る。

（3）（2）（1）  
各分野に共通の約束にお  
ける記載を除くほか、制限  
しない。

次のサービスは、国  
際海上運送提供者に対  
し、合理的かつ差別的  
でない条件で利用可能  
となる。

1 水先サービス  
2 押し船及び引き船  
のサービス

3 食料供給、給油及  
び給水のサービス

4 ごみ収集及びバラ  
スト廃水の処理の  
サービス

5 ポートキヤブテ  
ン・サービス

6 航行補助サービス

7 陸岸において行う  
サービスであつて、  
各分野に共通の約束に記  
載する制限を適用する。

			船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）
	(d) 船舶の保守及び修理 (八八六八**)	SS	
(3)	(2) (1) 約束しない。* フイリピン人が所有し、又はフイリピンにおいて登録を受けた船舶の修理、改造又は乾ドックへの入渠 <sup>きよ</sup> は、緊急の場合を除くほか、海事産業庁(MARINA)に登録されたフイリピンの国内の修理所においてを行うことが必要である。		
(3)	(2) (1) 約束しない。 制限しない。 * 各分野に共通の約束にお		8 応急の修理サービス 9 びよう泊及び係留のサービス

			海上運送の代理店サービ ス	
(e) サービス (七二一四〇)	押し船及び引き船の			
する。 は、四十ペー セントまでと する。	(3) (2) (1) 約束しない。* 制限しない。 外国人が所有する持分 は、四十ペー セントまでと する。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	(3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。
	(3) (2) (1) 約束しない。* 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	(3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。

		(f) 海上運送の支援サービ ス (七四五一一〇)	各分野に共通の約束に記 載する制限を適用する。
	SS	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	(4) 各分野に共通の約束に記 載する制限を適用する。
(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 外国人が所有する持分 は、四十パーセントまでと する。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(4) 各分野に共通の約束に記 載する制限を適用する。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。

C (d) 航空運送サービス 航空機の保守及び修理 (八八六八**)	SS	SS	SS
(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 外国人が所有する持分 は、四十パーセントまでと する。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 外国人が所有する持分 は、四十パーセントまでと する。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。
(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 外国人が所有する持分 は、四十パーセントまでと する。	(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	

	<p>販売及びマーケティング サービス（注）（サービス 貿易一般協定の航空運送 サービスに関する附屬書に 定義するもの）</p> <p>注 フィリピンにおける販 売及びマーケティング サービスは、フィリピン の現行の法令及び航空當 局の規則に従つて、オフ ライン運送業者、一般販 売代理人（GSA）及び 貨物販売代理人（CS A）として分類し、定義</p>	
(4)	各分野に共通の約束に記 載する制限を適用する。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。	
(4)	制限しない。	

する。

		オフライン運送業者			
		SS		SS	
		(1) 民間航空理事会 (CA) (2) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(1) 民間航空理事会 (CA) (2) 制限しない。
A)	一般販売代理人 (GS)	(1) 民間航空理事会 (CA) (2) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(1) 民間航空理事会 (CA) (2) 制限しない。
A)	貨物販売代理人 (CS)	(1) 民間航空理事会 (CA) (2) 制限しない。	(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。	(1) 民間航空理事会 (CA) (2) 制限しない。

ピン人のみが認められる。

組合については、各構成員は、フィリピン人でなければならぬ。

及び経営者の三分の二以上は、フィリピン人でなければならない。

各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

フィリピンの法令によつて設立された社団又は団体については、フィリピン人が、議決権のある持分の六十パーセントを所有し、又は支配しなければならない。

各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

(4) 個人のサービス提供者は、フィリピン人でなければならない。

(4) 個人のサービス提供者は、フィリピン人でなければならない。

各分野に共通の約束に記載する制限を適用する。

第一部 B フィリピンの最惠国待遇の免除に係る表

一〇八

分野	最惠国待遇の規定に適合しない措置の概要	免除の期間	免除の必要性を生じさせている状況（注）
すべての分野 サービスを提供する自然人の入国及び一時的な滞在	貿易業者及び投資家の入国の権利に関する条約をフィリピンと締結した国の貿易業者及び投資家については、特別な査証区分を設定する。	貿易業者及び投資家の入国の権利に関する二国間条約の満了又は終了の日まで	この欄の記述は、明瞭性のためにのみ提供される情報であり、約束の一部を構成するものではない。
金融サービス 商業銀行	当該特別な査証区分の下においては、労働市場の需要を考慮せず、簡易な入国手続を行う。		
無期限			
フィリピンの金融サー			

	金融会社	て、業務上の拠点を設置し、又は現在の業務を拡大するための許可であつて、他国の金融サービス提供者に対するものについては、相互主義を条件として与える。
投資会社	フイリピン国内の金融会社の業務について、業務上の拠点を設置し、又は現在の業務を拡大するための許可であつて、他国の金融サービス提供者に対するものについては、相互主義を条件として与える。	
適当な規制機関は、投資会社における外国人が所有する持分の申請を承認するに当たり、申請者が属する国においてフイリピン人が同一又は同様の権利を享受する場合に限り、当該申請を承認する。	無期限	フイリピンの金融サービス提供者に対して、他の金融サービス市場において、完全な市場アクセス及び内国民待遇が与えられることを確保する必要がある。
フイリピンの金融サービス提供者に対して、他の金融サービス市場において、完全な市場アクセス及び内国民待遇が与		ビス提供者に対して、他の金融サービス市場において、完全な市場アクセス及び内国民待遇が与えられることを確保する必要がある。

えられることを確保する  
必要がある。

海上運送サービス  
定期船貨物貿易

行政命令第七百六十九号は、UNCTADにおいて作成された定期船条約の締約国である国に対する貨物の優先的な割当てを規定する。

当該割当ての下においては、同条約を効果的に実施する締約国については、フィリピンとの二国間の定期船貨物貿易の輸出入のうち少なくとも四十パーセントを確保する。

無期限

フィリピンの定期船貨物貿易におけるフィリピンの外航船舶の効果的な参加を確保する必要がある。

## 附属書七のフィリピンの表

この表は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書七のフィリピンの表に掲げられた留保のうち、すべての分野又はすべての製造業の分野に共通のもの及び日本国からフィリピンへの投資額の大部分を占める分野におけるものを掲げる。また、この協定の交渉において主要な論点となつた留保を掲げる。

一 B フィリピンの表

二		一	
概要	措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類
政府の措置 概要	段階的撤廃	すべての分野 水利権	特定措置の履行要求の禁止（第九十三条） 中央政府 フイリピン会社法（国法第六十八号）第二十五条 1 総務部長は、フィリピンの居住者かつフィリピン人でなければならない。 2 財務部長は、フィリピンの居住者でなければならない。 約束しない。
政府の措置 概要	内国民待遇（第八十九条） 中央政府 フイリピン水道法（大統領令第千六十七号） ここに別段の定めがある場合を除き、政府機関又は政府が所有若しくは支配する企業を含むいか		

四	三	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類	段階的撤廃
内国民待遇（第八十九条）	<p>内国民待遇（第八十九条）</p> <p>斐リピン共和国憲法第十二条</p> <p>外国人が最大で四十パーセントの持分を所有する会社、団体又は組合については、私有地を所有することができる。</p> <p>約束しない。</p>	<p>製造業</p> <p>私有地の所有に関する事項</p> <p>約束しない。</p>
中小規模の国内市场企業	<p>中央政府</p> <p>措置概要</p> <p>段階的撤廃</p>	<p>段階的撤廃</p>

なる者も、水利許可書によって証明される水利権なしに水を専有してはならない。

「水利権」とは、水の専有及び利用について政府から与えられる特権である。

水資源を採掘及び開発することを法律により正式に認められた斐リピン共和国の成人市民及び法人のみが、水利許可書の申請をすることができる。

政府の段階	措置	概要	五
中央政府	特定措置の履行要求の禁止（第九十三条）	斐リピン共和国憲法第十二条	
中央政府	斐リピン共和国憲法第十二条	千九百九十一 年外国投資法（共和国法第八千百七十九号）によつて改正された共和国法第七千四十二号）第三章、第六章、第七章及び第八章	
中央政府	小分野 産業分類 留保の種類	段階的撤廃	<p>1 外国人が所有する持分は、次のものについては、最大四十パーセントに制限される。</p> <p>(a) 払込済みの持分が二十万合衆国ドルを下回る中小規模の国内市場企業</p> <p>(b) 払込済みの持分が十万合衆国ドルを下回る中小規模の国内市場企業であつて先端技術を有するもの又は少なくとも五十人の従業員を直接に雇用するもの</p> <p>2 企業がその全生産高の少なくとも六十パーセントを輸出する場合は、外国人が所有する持分は、百パーセントまで認める。</p> <p>この留保の適用上、「国内市場企業」とは、国内市場に対してのみ物品を生産し、又はサービスを提供する企業、若しくは提供する輸出部分が六十パーセントに一貫して達しない企業をいう。</p> <p>約束しない。</p>

六		措置 概要 段階的撤廃
概要		
概要	分野 小分野 産業分類	
政府の段階 措置	留保の種類	フィリピン協同組合法（共和国法第六千九百三十八号）第二十六条 協同組合については、外国人による持分の所有は認められない。
中央政府	内国民待遇（第八十九条） 特定措置の履行要求の禁止（第九十三条）	約束しない。
	千九百八十七年オムニバス投資法（政令第二百二十六号）第三十二条 千九百九十五年特別経済区法（共和国法第七千九百十六号）第二十三章 千九百九十二年基地転換開発法（共和国法第七千二百二十七号）	
	1 外国人が所有する持分が四十パーセントを超える企業は、投資委員会の登録のための資格及び オムニバス投資法に基づく獎励措置を与えられるためには、その生産高の少なくとも七十パーセ ントを輸出しなければならない。 2 特別経済区法に従い、同法の適用対象となる製造活動に従事する輸出企業としてフィリピン經 済区庁に登録された個人、団体、組合、会社その他の商業団体は、その生産高の百パーセントを 輸出しなければならない。ただし、フィリピン経済区庁理事会が決定する条件に従い、同理事会 が輸出のための生産高についてより低い割合を定める場合は、この限りでない。	

		七			
		分類	小分類	産業分類	留保の種類
措置	概要	製造業	売却要件	内国民待遇（第八十九条）	中央政府
政府の段階	千九百八十七年オムニバス投資法（政令第二百二十六号）第三十二条	段階的撤廃	約束しない。	3 基地転換開発法に従い、同法の適用対象となる製造活動に従事する輸出企業として基地転換開発庁（B C D A）及びサービス湾都市開発庁（S B M A）に登録された個人、団体、組合、企業その他の商業団体は、その生産高の百パーセントを輸出しなければならない。ただし、B C D A 及び S B M A が決定する条件に従い、B C D A 理事会及び S B M A 理事会が輸出のための生産高についてより低い割合を定める場合は、この限りでない。	

九	八	
分野 小分野 産業分類 政府の段階	分野 小分野 産業分類 政府の段階	段階的撤廃
製造業 鉄鋼業 内国民待遇（第八十九条） 中央政府	製造業 鉄鋼業 内国民待遇（第八十九条） 中央政府	約束しない。
製造業 米及びとうもろこしの栽培、生産、製粉、加工及び貿易（小売を除く。）、並びに米、とうもろこし及びこれらの副産物の交換、購入又は他の方法による取得 内国民待遇（第八十九条） 中央政府	鉄鋼業法（共和国法第七千百三号）第五章から第七章まで 奖励措置の利用は、外国人が所有する持分が最大で六十五パーセントの法人であつて投資委員会により認められたものに限る。 この留保に関する措置は、二千六年未までに終了する。	「企業」とは、フィリピンの法令に基づいて組織される企業で、その発行済み株式総額の少なくとも六十パーセントがフィリピン市民によつて保有されているものをいう。

十五	十五	十	措置
分野	段階的撤廃	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 措置 概要	概要 段階的撤廃
コンドミニアムの所有	約束しない。	製造業 最惠国待遇（第九十条） 中央政府 千九百八十七年オムニバス投資法（政令第二百二十六号）第七条 千九百八十七年オムニバス投資法に規定する国籍要件の停止は、東南アジア諸国連合（ASEAN）の事業、又はASEAN加盟国の国民、ASEAN地域若しくは多数国間の金融機関（特定された事業、又はフィリピン大統領が締結した資金援助協定若しくは技術協力協定の対象となる事業に従事する関連機関を含む。）、若しくは特定の产品的な製造であつて規模の経済を利用するための地域的な補完機関（ASEAN産業協力機構（AICO）等）による投資について認められる。	外国人及び外国人が全部又は一部を所有する会社又は組合に對して米及びとうもろこしの産業並びに他の目的に從事することを許可する大統領令（大統領令第百九十四号）第五章 外国人が所有する持分は、四十パーセントまで認められる。 約束しない。

十六		小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	内国民待遇（第八十九条） 中央政府 コンドミニアム法（共和国法第四千七百二十六号）第五章 コンドミニアムの区分された単位は、当該コンドミニアムの共有区域が個々の単位の所有者により共同で所有される場合には、フィリピン人又は資本の少なくとも六十パーセントをフィリピン人が所有する会社以外に譲渡し、又は移転してはならない。ただし、相続による場合はこの限りではない。 約束しない。
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要		私有地の賃貸借 工業団地、工場、組立又は加工工場、農業関連事業、工業又は商業利用のための土地開発、観光及びこれらに類する優先的な生産的事業 内国民待遇（第八十九条） 中央政府 土地賃借法（共和国法第七千六百五十二号）第三章及び第四章 斐リピン国内で投資を行う外国投資家は、次の条件に従つて私有地を賃貸借することを認められる。	

十八						
段階的撤廃	措置概要	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	分野
		中央政府	内国民待遇（第八十九条）	内国海運業	海運業	内国海運業
			二千四年内国海運開発法（共和国法第九千二百九十五号）			
				内国船が、必要な海運業務の提供について、利用可能でなく又は適当でない場合、及び公共の利益に照らして正当であると認められる場合に、海事産業局（M A R I N A）の特別許可が与えられるときを除くほか、外国船はフィリピン領水内において乗客又は貨物を輸送することを許されない。		
				約束しない。	段階的撤廃	(a) 貸貸借契約の期間は、五十年を超えてはならず、契約の更新は、二十五年を超えない期間を限度として一回行うことができる。 (b) 外国投資家は、投資事業活動を貸貸借契約の承認の日から三年以内に開始するものとし、貸貸借契約の期間中は当該活動を継続しなければならない。 約束しない。

## 一一B フィリピンの表

五

分野 小分野		製造業
(a)	銃器（けん銃、散弾銃等）、銃器及びこれらの弾薬の部分品並びに銃器の製造に使用され、又は使用されることが意図される用具又は機器	火薬
(b)		ダイナマイト
(c)		火工品
(d)		爆発物の製造に使用される原料
(e)	カリウム及びナトリウムの塩素酸塩	硝酸
(i)	アンモニウム、カリウム、ナトリウム、バリウム、銅、鉛、カルシウム及び赤銅鉱の硝酸塩	ニトロセルロース
(ii)	ジニトロセルロース	グリセロール
(iii)	アンモニウム、カリウム及びナトリウムの過塩素酸塩	無定形りん
(iv)		過酸化水素
(v)		
(vi)		
(vii)		
(viii)		
(ix)		

六			
分野 小分野	概要 措置	産業分類 留保の種類	
(h) (g) (f) (e) (d) (c) (b) (a) 小分野 製造業 国防省（DND）の許可を必要とする製品の製造、修理、保管又は販売 戦闘用の銃器及び弾薬 軍用の備品又は部分品（例えば、魚雷、爆雷、爆弾、手榴弾、擲弾、ミサイル） 砲撃、爆撃及び射撃の管制装置並びにそれらの部分品 誘導ミサイル又はミサイルシステム及びそれらの部分品 戦術航空機（固定翼及び回転翼）及びその部分品 宇宙飛行機及び部分品 戦闘用船舶（空軍用、陸軍用及び海軍用）及び補助艦 兵器の修理及び維持のための設備	内国民待遇（第八十九条） 千九百九十一年外国投資法（共和国法第八千百七十九号）によって改正された共和国法第七千四十二号）第八章 外国人が所有する持分は、安全保障及び国防上の理由により、四十パーセントまでに制限される。	(f) (xi) (x) 望遠照準具、狙撃用眼鏡その他これらに類する装置 トルエン	硝酸ストロンチウム粉

七					
概要	措置	産業分類	留保の種類	概要	措置
		分野	小分野	産業分類	
		製造業	危険薬品の製造	内国民待遇（第八十九条） 千九百九十一年外国投資法（共和国法第八千百七十九号）によって改正された共和国法第七千四十二号）第八章 外国人が所有する持分は、安全保障及び国防上の理由により、四十パーセントまでに制限される。	(m) (1) (k) (j) (i) 誘導コヒーレント放射装置及びそれらの部分品 軍用訓練装置 国防長官が決定するその他の製品

軍用通信設備  
暗視装置

二千二年危険薬品法（共和国法第九千百六十五号）  
外国人が所有する持分は、公衆の健康及び道徳への影響を理由として、四十パーセントまでに制

内国民待遇（第八十九条）  
千九百九十一年外国投資法（共和国法第八千百七十九号）によって改正された共和国法第七千四十二号）第八章

限される。